

選別的外資誘致政策に向かう中国

調査部 環太平洋戦略研究センター
副主任研究員 佐野 淳也

要 旨

1. 経済発展方式の転換を図る中国において、消費の持続的拡大や産業競争力の強化に資する方向での外資誘致政策が求められている。政策の一環と位置付けられるのが外資企業と内資企業の税制の統一であるが、その実現に向けた取り組みは「企業所得税法」の施行以外にもみられた。2007年以降、いくつかの税目において見直し相次いで実施された結果、2010年12月1日の時点で中国における企業税制は事実上一本化され、外資企業であれば税制上の優遇措置を原則無条件で付与する誘致政策は終了したといえる。
2. 国家発展改革委員会と商務部が昨年末に公布した「外商投資産業指導目録」の5回目の改訂（2012年1月30日施行）では、政府の産業振興策を反映し、自動車関連で大幅な内容変更が行われた。新エネルギー自動車の基幹部品の製造が奨励類に加えられる一方、完成車製造は奨励類から外された。振興したい産業等への歓迎姿勢を一層鮮明にしつつ、生産過剰や市場の過熱といった問題の生じた業種への直接投資を抑えるための変更も進められたことが改訂版「目録」の主要な特徴である。
3. 直接投資の内陸部への誘導や研究開発拠点の設置奨励に関しても、具体的な進展を指摘出来る。内陸部の持続的発展による地域格差是正を目指す一環として、とくに労働集約型の外資企業を内陸部へ誘致したいとの意図が読み取れる。研究開発拠点の誘致では、外資企業への優遇措置期限を再延長したことから、中国国内の研究開発水準を短期間で高めたい強い意欲がうかがえる。
4. 対内直接投資額を業種別にみると、サービス業への投資額の急増に伴い、製造業に投資が集中する傾向は弱まっている。労働集約型から技術集約型へのシフトの兆しも指摘出来る。サービス業の中では、不動産、金融に加え、卸売・小売向けの投資が急増し、シェアを拡大させている。政府が推進する選別的外資誘致政策の方針に沿った変化は、顕在化しつつあるといえよう。
5. 地域別では、東部（沿海部）が最大の受け入れ地域である点は変わらないものの、中部、西部、東北向けが近年大幅に伸びており、東部が全体に占める割合は徐々に低下している。内陸部では、投資が集中する省とそうでない省との二極化傾向の拡大も看取される。
6. 最低賃金の引き上げや商務部が示した中期方針等も勘案すれば、選別的外資誘致政策は継続され、税制を中心とする外資優遇措置が復活する可能性は低いと判断される。

目次

はじめに

1. 選別的外資誘致政策はどの程度具体化したのか

- (1) 内外企業の税制一本化
- (2) 「外商投資産業指導目録」の5度目の改訂
- (3) 選別的誘致策の推進

2. 政策転換下で生じた対内直接投資動向の変化

- (1) 量的概況
- (2) 投資元（国・地域別）
- (3) 業種別
- (4) 受け入れ省・地域別

おわりに

はじめに

胡錦濤政権は2期目に入った2007年以降、消費主導型成長への転換や産業構造の高度化を柱とする経済発展戦略を推進してきた。「第12次5カ年計画」(2011～2015年)において、経済発展方式の転換を最優先課題に位置付けたことは、戦略実現に向けた政権の強い意気込みを示すものといえよう。この基本戦略に基づき、消費の持続的拡大や産業競争力強化に資する方向での外資誘致政策の調整が求められている。

同時に、内資企業と外資企業を同一条件で処遇し、競争させるべきとの観点から、外資企業に対する税制優遇措置の見直しも相次いだ。企業所得税法の施行(2008年)は、その象徴的な事例であるが、それ以外にも、外資企業への課税開始等が一部の税目で進められ、企業税制の一本化は事実上完了したとされる。

一方、対中直接投資額(実行ベース)は2000年以降増加基調で推移し、2008年には1,000億ドルの大台を突破した。2011年(銀行などを除く速報値)も増勢が続き、前年比9.7%増の1,160億ドルと、過去最高水準を更新した。ただし、11年11月以降は4カ月連続で前年割れとなっている。欧米諸国の景気悪化に伴う投資意欲の減退も勘案すると、増加傾向の持続は期待しにくい。

このような状況を踏まえ、本稿では、中国

政府が内外企業の税制一本化を図りつつも、産業や地域発展につながる外資企業のプロジェクトに限定して優遇策の対象とするという選別的な外資誘致政策を推進している状況を明らかにする。また、選別的な外資誘致政策の進展に伴い、対中直接投資動向がどの程度影響を受けたのか、投資額の減少が長期化した場合でも方針を堅持するのか否かについても考察したい。

本稿は2つの章から構成される。第1章は、企業税制や「外商投資産業指導目録」の改訂に関する最近の動きを整理し、政府が選別的な外資誘致政策を具体化させていることを指摘する。第2章では、中国に流入する直接投資の動向を確認しつつ、①投資元（国・地域）別、②業種別、③受け入れ省・地域別の3つの側面から分析し、新しい外資誘致政策に沿った変化がどの程度生じているかを示す。そして、2章までの分析を総合したうえで、外資誘致政策の今後の方向性について言及したい。

1. 選別的な外資誘致政策はどの程度具体化したのか

1970年代末の対外開放路線の導入決定後、特に90年代以降の中国の外資誘致政策は、「さらに多くの国外資金、資源、技術と管理経験を利用する」（第14回中国共産党大会における江沢民総書記〔当時〕の政治報告）ことが

最重要目標であった（注1）。外資企業の進出を促し、対内直接投資の規模を拡大するため、税制上の優遇措置が実施された（注2）。

ところが、2000年代半ばに入ると、秩序に欠ける外資誘致に伴う弊害や内資企業との待遇差が問題視され、企業所得税（日本の法人税に相当）率の一本化を柱とする「企業所得税法」の施行（2008年1月1日）に至った（注3）。これに伴い、従来15%ないしは24%と、国有企業などの33%に比べて低かった外資企業の企業所得税率は段階的に引き上げられ、2012年からは25%と、内資企業と同一の税率で課税されることが確定した。二免三減（黒字転換後2年間は企業所得税を免除、その後3年間は半減という外資優遇策）措置も、2013年以降は適用されないことになった（注4）。

さらに、中国政府は外資導入額の量的拡大を強調しなくなる一方、地域振興や産業高度化に資する直接投資に絞って誘導する方針を前面に押し出すようになっていく（2011年からの第12次5カ年計画など）。以下では、従来とは異なる外資誘致政策がどの程度具体化しているのか、①内外企業の税制一本化（企業所得税を除く）、②「外商投資産業指導目録」の5度目の改訂、③選別的な誘致策の推進に3項目に分け、それぞれの進捗状況を整理したい。

(1) 内外企業の税制一本化

2007～2010年にかけて、企業所得税以外の税目でも、同一法令及び同一条件の下での企業への徴税を目的とする見直しが相次いだ(図表1)。

例えば、「城鎮(=都市と町)土地使用税暫定条例」の改正により、外資企業は2007年1月1日以降土地使用税を納付しなくなるとなくなった(国务院令第483号)(注5)。耕地占用税は従来、外資企業を適用対象外としていたが、2008年1月1日の同税暫定条例の改正施行後は課税対象に含まれた(国务院令第511号)(注6)。こうした変更の理由として、税務当局担当者は「公平な税負担」をその一つにあげている(注7)。

他方、外資企業や外国人などを対象とした「都市房地產(不動産)税暫定条例」の廃止と同時に、外資企業は2009年1月1日より「房産税(建物税)暫定条例」に基づく納税を義務付けられた(国务院令第546号)(注8)。都市房地產税による税負担は、従来内資企業

のみを適用対象としてきた房産税よりも「重い」とされ、企業所得税などとは異なり、外資企業の負担軽減につながる方向で制度が統一された例といえよう(注9)。

さらに、2010年10月、国务院は内資企業のみ課税してきた都市維持建設税と教育附加費について、同年12月1日から外資企業からも徴収することを公表した(国発[2010]35号)(注10)。中国国内では、外資企業への都市維持建設税及び教育附加費の適用開始をもって、「国内のすべての内資・外資企業に対する税制がすべて一本化」され、「内資・外資企業が同じプラットフォームで公平に競争」出来るようになった意義を強調する論調が多くみられた(『日刊中国通信』10年11月22日など)(注11)。確かに、固定資産投資方向調整税を除けば、外資企業を税制面で優遇していた制度の見直し作業は2010年12月1日で完了したと判断出来る(注12)。

(2) 「外商投資産業指導目録」の5度目の改訂

次に、最新の「外商投資産業指導目録」(以下、11年版「目録」)から、中国の新しい外資誘致方針がどの程度反映されているのかを確認したい。

2012年1月30日、1995年の最初の施行から5回目目の改訂となる11年版「目録」が施行された(注13)。制限類と禁止類の数が2007年の改訂版「目録」より若干減少した一方、奨

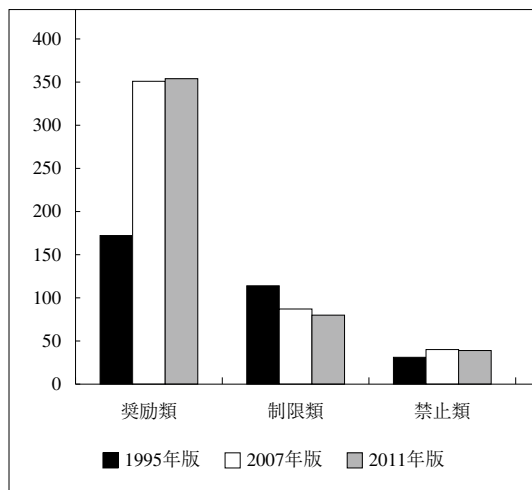
図表1 内外企業の税制一本化

年月日	出来事
2007/1/1	・城鎮土地使用税暫定条例の改正に伴い、外資企業も土地使用税を納めることに
2008/1/1	・企業所得税法施行 ・外資企業に対する耕地占用税の課税開始
2009/1/1	・外資企業を対象とした都市房地產(不動産)税暫定条例が廃止され、房産税(建物税)に一本化
2010/12/1	・外資企業に対する都市維持建設税、教育附加費の徴収開始

(資料) 中国政府ホームページなど

励類は3項目増え、354項目となった(図表2)。最初の「目録」では奨励類は172項目にとどまっておられ、どの業種への直接投

図表2 業種の細分化



(資料) 国家発展改革委員会ホームページ内説明資料、ジェトロ『中国経済』(1995年8月号、2008年2月号)など

資であれば歓迎するのかを詳細に示す姿勢は一段と鮮明になっている。90年代後半から2000年代前半にかけての「目録」(98年版、02年版、04年版)と比較すると、11年版「目録」に盛り込まれた制限類や禁止類の数も減少から横ばいないしは微増に転じた。対外開放の拡大一辺倒とみるより、投資を制限したい業種も細かく提示するようになったと解釈すべきであろう。

細分化は項目の数だけにとどまらず、内容面でも指摘出来る(図表3)。2007年版と2011年版の「目録」を比較すると、三つの重要な特徴(変化)があげられる。

第一は、自動車産業の発展や競争力強化に向けた政府の明確な意思である。2011年版目録では、自動車充電ステーションの建設・運

図表3 外商投資産業指導目録(2011年版)の主要変更点

変更点	主な該当業種、分野
奨励類に追加	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー自動車の基幹部品製造 ⇒充電式動力電池製造には出資比率制限あり ・伝統産業(紡織、化学、機械製造など)のレベルアップ ・次世代インターネットシステム設備 ・職業技能訓練 ・知的財産権サービス ・海上石油汚染処理技術とサービス ・省ニッケル型ステンレス製品の製造 ・建築ごみの再生利用 ・不用/中古電器電子製品、自動車、機電設備、ゴム、金属、電池の回収処理
奨励類から除外	<ul style="list-style-type: none"> ・完成車製造(自動車) ・多結晶シリコン ・石炭化学
参入規制の緩和(制限類→許可類)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融リース ・医療機関
奨励内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルカメラの製造(600万画素以上⇒1,000万画素以上) ・ポリアミド生産ライン1本当たりの能力(1日100トン以上⇒150トン以上)
規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・別荘の建設と運営を制限類から禁止類に変更 ・資源占有率が高く、環境汚染が著しい技術を使用した無機塩生産を制限類に追加 ・水銀を含むボタン式アルカリマンガン電池の製造を禁止類に追加

(資料) 国家発展改革委員会ホームページなど

営、新エネルギー自動車の基幹部品製造が奨励類に追加された。電気自動車等の普及を加速させるためと考えられる。自動車主要部品の製造及び基幹技術の研究開発は、引き続き奨励類に位置付けられているが、掲載内容を見直し、部品や技術に関する高機能志向が一段と強まった。こうしたなか、充電式動力電池（リチウムイオン電池など）においては、外資出資比率は50%を超えないことという条件が明記された。外資企業による技術移転を促しつつ、最も重要と考えられる部品の生産の主導権は地場企業に握らせたい政府の思惑が強く看取される。

その一方、「目録」を策定した国家発展改革委員会の説明によると、「自動車産業の健全な発展を考慮」して、完成車製造が奨励類から外された（注14）（注15）。生産台数世界一となった現状において、優遇措置を付与してまで外資企業による完成車の組み立てプロジェクトを導入する必要性はなくなったと判断したためとみられる。一連の調整から、中央政府は自動車産業の発展の方向性に深く関与し続けようとする意思を表明したといえよう。

第二は、産業政策及び経済運営に沿った変更が数多く実施されたことである。例えば、次世代インターネットシステム設備、職業技能訓練、知的産業権サービスが奨励類に盛り込まれた。政府は雇用創出や競争力強化の観点から、人材育成や専門知識関連サービス、

情報産業などの育成を急いでおり、その取り組みの一環として、これらを「目録」の奨励類に追加したと考えられる。なお、国家発展改革委員会は、金融リース会社や医療機関を「制限類から許可類に調整」したと、「目録」改訂に関する説明の中で述べている。これに関しては、地場資本の保護や安全性の確保等に配慮して許可類への転換にとどめざるを得なかったものの、職業技能訓練などと同じく、外資企業の進出促進を通じて水準の飛躍的向上を図りたいという思惑含みの表現と推測出来る。

伝統的に優位とされる業種のレベルアップも、産業政策上の重点項目に位置付けられている。これは、高機能あるいは高性能を指す表現が化学や紡織などの項目で多く盛り込まれたことに表れている（例：高性能フッ素樹脂の生産、機能性に配慮した特殊衣料品の生産）。

半面、「過剰生産や無計画な投資の抑制」（「目録」改訂に関する国家発展改革委員会の説明より）を目的として、多結晶シリコンと石炭化学が奨励類から削除された（注16）。年産100万個以上の衛生陶器の生産が奨励類から消えたのも、同様の理由と推定出来る。また、奨励類には残ったものの、デジタルカメラ（600万画素→1,000万画素）やポリアミドの生産（生産ライン1本当たり日産100トン以上→150トン以上）の認定条件が引き上げられた。これらについては、低付加価値も

しくは小規模な投資プロジェクトの乱立を防ぐ狙いがあったためと考えられる。

奨励類以外では、別荘の建設・運営が制限類から禁止類に変更された。2008年後半の金融緩和策を契機とする不動産市場の過熱に対し、中国政府は低所得者層向け住宅建設を加速させつつ、投機的需要は抑制し、価格を適正水準まで引き下げるという姿勢で臨んでいる。こうしたなか、住宅と比べて投機的需要で取引されやすいという、国民生活に不可欠な財ともいえない別荘の建設・運営に限って外資参入規制を強化したとみられる。

第三は、省エネ・環境保護の観点を重視した変更が幅広く行われたことである。奨励類では省ニッケル型ステンレス製品の製造や不用/中古電器製品等の回収処理の追加、建築ごみの再生利用、制限類では「資源占有率が高く、環境汚染が著しい技術を使用した」無機塩生産の追加が調整の代表例としてあげられる。禁止類では、水銀を含むボタン式アルカリマンガン電池の製造が新たに盛り込まれたが、水銀による汚染を勘案した環境対策目的での追加であったといえよう。

省エネ・環境保護は政府によって戦略的新興産業の一つに位置付けられており、その推進が持続的成長に寄与すると考えられている。このような方針に基づき、省エネ・環境保護につながる製品の生産手法などを海外から導入することは奨励する一方、環境汚染を悪化させかねない技法や製品生産は導入を制

限（禁止）する方向で「目録」の改訂が進められたのであろう。

同時に、胡錦濤政権の基本理念である「科学的発展観」の重要な一部であるにもかかわらず、省エネ・環境保護の進展が芳しくないことにも注目しなければならない（注17）。汚染物質排出量や単位GDP当たりのエネルギー消費量の削減は「第11次5カ年計画」及び「第12次5カ年計画」の中の主要数値目標として掲げられているものの、中間目標を達成出来ない年もあるなど、厳しい状況が続いている。国有企業をはじめとする地場資本のみに任せていたのでは現状打開は困難との判断から、政府は参入規制を強化する一方で、省エネ・環境保護関連の生産や技術を奨励類に多数盛り込み、外資企業による直接投資を積極的に誘致する姿勢を鮮明にしたとも考えられる。

外資企業による海上石油汚染処理関連プロジェクトが5回目の「目録」改訂版で奨励類に追加されたことも、環境保護を念頭に置いた措置といえる。中国は近年、原油輸入量を増やすとともに、内外で海上油田の開発を積極的に展開している。そのため、採掘や輸送過程での事故に対する適切な処理がリスク管理上ますます重要になっている。仮に、中国の大手国有企業が高水準の漏油処理装置や技術を有していない場合、原油流出事故によって深刻な海洋汚染をもたらしかねない。こうした状況を危惧したからこそ、今回、海上漏

油回収装置の製造や海上石油汚染処理技術サービスへの外資企業の参入を奨励類に盛り込んだと推測される（注18）。

(3) 選別的誘致策の推進

次に、選別的誘致策の推進についてみてみよう。2010年4月13日、国務院（中央政府）は「外資利用の一層の改善に関する国務院の若干の意見」を公表した（国発〔2010〕9号。以下、「意見」）（注19）。これは、外資企業をどの分野や業種へ誘導するのか、歓迎しないのかなど、外資企業関連政策における基本方針を簡潔にまとめたものである（図表4）（注20）。前述の改訂版「目録」の施行は、方針の一部を具現化したものと評価出来るが、①内陸部への外資誘導、②外資企業の研究開発拠点の誘致でも進展がみられた。

内陸部の内、西部地域への誘致策では、同

図表4 国務院が2010年に示した外資誘致政策方針

2つの主な特徴	ポイント
産業政策と連動した選別的な企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> 最先端の製造業、ハイテク産業、近代的なサービス業、新エネルギー及び省エネ・環境保護産業への投資を奨励 多国籍企業による地域本部、研究開発センターなどの設立を奨励 資源の浪費や汚染につながるプロジェクト、生産過剰業種の設備増強プロジェクトなどは制限
中西部への投資誘導	<ul style="list-style-type: none"> 条件を満たした西部地域の外資企業に対する企業所得税優遇措置を継続 「中西部地区外商投資優勢産業目録」を改訂し、労働集約型プロジェクトを増やす 東部から中西部への外資企業の移転を奨励

（資料）中国政府ホームページ

地域に進出した外資企業に係る企業所得税率の低減期間（通常の25%→15%）の2010年末から2020年末への延長、投資総額内での設備輸入の関税免除等を柱とする通知が2011年7月27日付けで出された（財税〔2011〕58号）（注21）。適用条件が設けられたことに加え、条件を満たした内資企業にも優遇策が付与されるという内容ではあるものの、「意見」で示された方針、すなわち税制優遇策により、西部に外資企業を誘致する取り組みを継続させたと判断出来る。

加えて、上述の「目録」改訂に関する解説をホームページで行った際、国家発展改革委員会は、「目録」の奨励類から外された一部の項目について、「中西部外商投資優勢産業目録」（中部、西部、東北を対象地域とする外資企業投資奨励リスト）の改訂版で盛り込む可能性を示唆している。環境保護のニーズに合致した労働集約型産業に重点を置くとの説明もあり、東部（沿海部）から内陸部への移転を促すという「意見」の方針に沿って、「中西部外商投資優勢産業目録」の改訂作業が進行中と推測される。

外資企業の研究開発拠点誘致に関しては、研究開発費や研究・開発人員など、一定の条件を満たす外資の研究法人や企業内研究機関に対する税制上の優遇措置（研究開発設備の中国国内での購入あるいは輸入に係る税の減免や還付）の適用期限を2015年末まで5年延長する旨の通知（財税〔2011〕88号）が2011

年10月10日付けで発表された（注22）。2010年末までと「意見」に明記した点を事実上撤回してでも、外資企業による研究開発センターの設立奨励という目的を優先させたと解釈出来る。また、期限の再設定については、恒久化への布石よりも、税制統一など、内外企業の公平な競争環境の整備という基本原則を損ねず、外資企業の対応も急がせたい政府の狙いが看取されよう。

- (注1) 江沢民 [1992] P.22。ちなみに、1993年3月の共産党第14期中央委員会第2回全体会議において、第8次5カ年計画期間中の対内直接投資の受け入れ目標を170億ドルに想定（ただし、計画本文には具体的な数値は明記されていない）していたが、情勢を踏まえて、350億ドル以上に上方修正するとの建議が採択された。当時の指導者層の量的拡大追求志向が看取される出来事といえよう。
- (注2) 外資企業に対する当時の税制上優遇措置に関しては、「外商投資企業・外国企業所得税法実施細則」（2008年1月1日廃止）を参照されたい（日本語訳は、ジェトロ『中国経済』1991年10月号に掲載）。地方によっては、この規定以外の税制優遇も外資企業に付与していた。
- (注3) 一連の弊害や問題点の内容については、向山・佐野 [2007] P.28～P.29、佐野 [2010] P.110などを参照されたい。
- (注4) 内資、外資を問わず、ハイテクと認定した企業に対しては、15%の軽減税率を適用することも「企業所得税法」で規定されている。
- (注5) http://www.gov.cn/flfg/2006-12/31/content_485189.htm
- (注6) http://www.gov.cn/flfg/2007-12/06/content_826837.htm
- (注7) 「耕地占用税暫定条例」の改正に関する当局担当者の説明 (http://www.gov.cn/zwhd/2007-12/06/content_826716.htm)。
- (注8) http://www.gov.cn/zwgk/2008-12/31/content_1193244.htm
- (注9) 国家税務総局ホームページ内に、財政・税制の専門家による当該コメントが掲載されている (<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136608/n9947993/n9948014/10046400.html>)。
- (注10) <http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9938060.html>
- (注11) 税制一本化については、佐野 [2011] P.30などを参照されたい。

- (注12) 「固定資産投資方向調節税暫定条例」第14条は、同税を外資企業に適用しないと明記している。ただし、投資奨励や内需拡大のため、同税は2000年から一時的に徴収停止状態が続いている（劉 [2011] P.279）。そのため、内外企業の税制は事実上一本化されたとの解釈が可能である。
- (注13) 2011年版「目録」の原文は、商務部 (<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201112/20111207907901.html>)、日本語訳は日中経済協会『2012/2013中国投資ハンドブック』などを参照されたい。
- (注14) http://xwzx.ndrc.gov.cn/zcjd/t20111231_454088.htm
- (注15) 2011年版「目録」の制限類及び禁止類に、完成自動車の製造は入っていない。中国の外資誘致政策において、奨励類、制限類、禁止類、いずれにも含まれない業種は許可類とされ、優遇措置の適用対象となる奨励類に比べて歓迎度は低い。
- (注16) (注14)と同じ説明資料
- (注17) 三浦は、第17回中国共産党大会の政治報告や「第11次5カ年計画」を吟味し、「科学的発展観」が①内需主導経済、②循環型経済、③高付加価値経済、④和諧社会、⑤改革・開放政策の深化という五本柱から構成されると指摘している（三浦 [2010] P.6～P.7）。省エネ・環境保護の推進は、②に含まれる。
- (注18) 「目録」の原文には漏油としか書かれていないため、油が原油や石油関連製品以外も含む可能性は残されている。しかし、本稿で言及した国家発展改革委員会の説明や近年の流出事故等から、石油（原油）を念頭に置いたものとみなせよう。
- (注19) http://www.gov.cn/zwgk/2010-04/13/content_1579732.htm
- (注20) 誘致対象の選別化以外では、地方への権限委譲、良好な投資環境の整備といった方針も示された。
- (注21) http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201108/t20110804_584696.htm
- (注22) <http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11705234.html>

2. 政策転換下で生じた対内直接投資動向の変化

(1) 量的概況

前章で詳しくみた選別的外資誘致政策は実際の対内直接投資にどのように反映されているのであろうか。まず、海外から中国へ流入

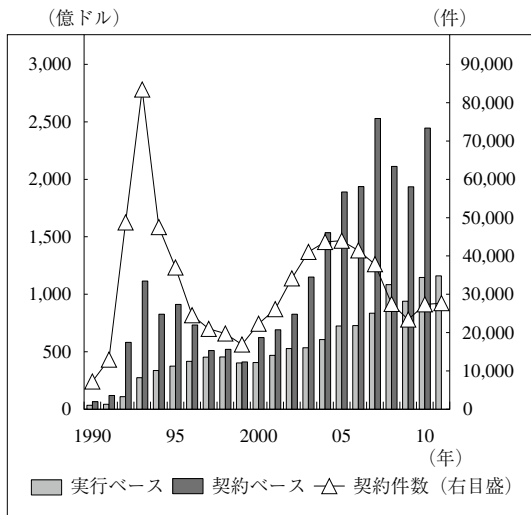
する直接投資の規模や趨勢を確認する。中国の場合、①契約ベース、②実行ベースという2種類の対内直接投資額を公表している(注23)。

契約ベースでは、2000年以降急拡大が続き、2007年には2,529.4億ドルと、7年間で規模は4倍になった(図表5)。1990年代半ばにみられた対中投資ブームのピークが2007年の半分程度(1,114.4億ドル、93年)の水準であったことを勘案すると、2000年代は海外企業による対中投資意欲がかつてないほど高まった時期といえよう。その後、リーマンショック

を起因とする世界経済の落ち込みを背景に、08年、09年と2年連続で投資額は減少したものの、10年は持ち直した。とはいえ、現下の世界経済情勢から、11年、12年と持ち直しが続き、2007年の実績を上回る可能性は想定しにくい。

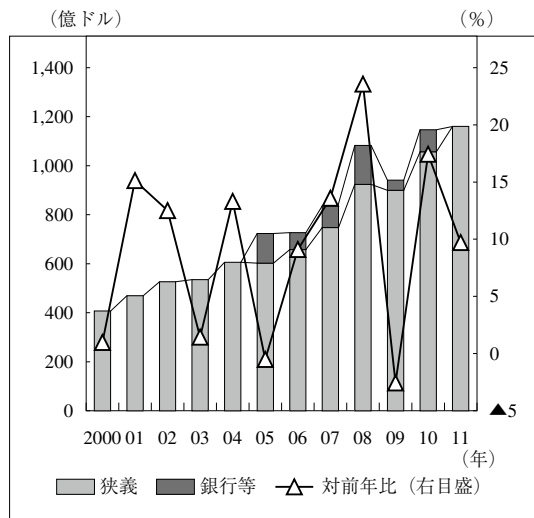
一方、実行ベースでみると、銀行、証券、保険向け的大幅な縮小に伴い、2009年は前年比13.2%減の940.7億ドルに落ち込んだものの、これらの業種を除いて比較した場合、前年比2.6%減と、ほぼ横ばいであった(図表6)。その後は再び増加し、10年1,147.3億ドル、11年1,160.1億ドル(銀行向け等を除く速報値)と、過去最高水準の更新が続き、海外企業に

図表5 中国の対内直接投資の推移 (1990～2011年)



(注1) 2005年～2010年の実行ベース及び契約件数は、銀行向け等を含んだ数値を掲載。
 (注2) 2007年分より、最新年の契約総額が公表されなくなったため、『中国商務年鑑』に掲載される累計額から、当該年の契約ベースの金額を算出。
 (資料) 国家統計局『中国統計年鑑2011』、商務部『中国商務年鑑』(各年版)、CEICデータベースなど

図表6 実行ベースの推移 (2000～2011年)



(注1) 狭義とは、銀行、証券、保険向けを除く対中直接投資を指す。
 (注2) 2011年は、銀行等向けの投資額は未発表。
 (資料) 国家統計局『中国統計年鑑2011』、商務部『中国商務年鑑』など

よる対中直接投資の着実な拡大傾向を指摘出来る。ただし、月次の実行額をみると、直近(2011年11月～2012年3月)は前年同月比マイナスで推移しているため、2012年以降も投資の拡大傾向を維持出来るかどうか、楽観出来ない状況にあるといえよう。

(2) 投資元(国・地域別)

2000年代入り後の対中直接投資額の量的拡大基調は、WTO加盟(2001年12月)を契機として、海外企業が中国を主要な輸出品生産拠点に位置付けたためと考えられる。高成長の持続や個人所得の増加などから、巨大消費市場としても注目されるようになり、外資系小売企業の参入が数多く報じられている。こうした状況下において、中国の対内直接投資にはどの程度構造変化が生じているのか、①投資元(国・地域)別、②業種別、③受け入

れ省・地域別という3つの側面から考察したい。

2000年以降の対中直接投資実行額を主要投資国・地域別に分類すると、注目すべき特徴として次の3点を指摘出来る(図表7)(注24)。第一は、タックス・ヘイブン(バージン諸島、ケイマン諸島、バルバドス、モリシャス、サモア)からの投資額の急拡大に歯止めがかかり、減少傾向をたどっていることである。

2000年のタックス・ヘイブンからの対中直接投資額は50億ドルに過ぎなかったものの、2005年には2倍を超える133.3億ドルに、その3年後の2008年には244.0億ドルとなり、ピークを迎えた。しかし、2010年のタックス・ヘイブンからの投資額は160億ドルと、ピーク時の3分の2程度まで規模が縮小している。

図表7 主要国・地域からの対中直接投資

(億ドル)

	2000年	05年	06年	07年	08年	09年	10年
アメリカ	43.8	30.6	28.7	26.2	29.4	25.5	30.2
EU27カ国	45.2	53.2	54.1	39.5	51.2	51.2	55.6
内、ドイツ	10.4	15.3	19.8	7.3	9.0	12.2	8.9
内、フランス	8.5	6.2	3.9	4.6	5.9	6.5	12.4
香港	155.0	179.5	202.3	277.0	410.4	460.8	605.7
韓国	14.9	51.7	38.9	36.8	31.4	27.0	26.9
日本	29.2	65.3	46.0	35.9	36.5	41.0	40.8
台湾	23.0	21.5	21.4	17.7	19.0	18.8	24.8
ASEAN	28.4	31.1	33.5	43.9	54.6	46.8	63.2
タックス・ヘイブン	50.0	133.3	164.5	233.4	244.0	175.6	160.0
その他	17.6	37.1	68.8	37.3	47.5	53.5	50.0

(注1) 銀行、証券、保険向けを除いた実行ベース。

(注2) タックス・ヘイブンはバージン諸島、ケイマン諸島、バルバドス、モリシャス、サモア。

(資料) 国家統計局『中国統計年鑑』(各年版)

統計上の減少をもたらしたのはテクニカルな要因である。タックス・ヘイブンによる対中直接投資の多くが「第三国・地域からの迂回投資」（ジェトロ『日刊通商弘報』2008年1月22日付け記事）である点を考慮し、2009年分より、本来の国や地域の対中投資として可能な限りカウントするようになった（注25）。単純な集計ではなく、どの国・地域の企業に由来した直接投資であるのかを正確に把握しようとする中国政府の取り組み自体は、量的拡大よりも質的向上を重視する選択的外資誘致政策の表れと解釈出来る。

第二は、香港からの対中投資の急増である。集計方式の変更のみを急増の理由とみなした場合、2007年及び2008年の大幅な増加を説明出来ない。むしろ、経済貿易緊密化協定の拡充により、香港企業（条件を充たした在香港の外資企業も含む）が中国市場で他の国や地域よりも市場開放の面で好条件を享受出来ること、香港独自の法制度や金融システムに対する信頼感を背景に、香港経由の中国事業展開が近年再注目されるようになったことなども重なって、急増につながったと考えられる。

第三は、日本からの投資の復調である。2005年の65.3億ドルをピークに、日本の対中直接投資は減少傾向をたどり、2007年は35.9億ドルと、WTO加盟前の水準（2000年は29.2億ドル）に近付きつつあった。しかし、2008年以降増加傾向に転じ、2011年は前年比55.4%増の63.5億ドルと、大幅な増加を示し

た。投資決定から工場や拠点の完成までのタイムラグを考えれば、こうした動きを東日本大震災に伴う一時的現象とみなすのは短絡的と思われる。歴史的な円高や中国市場への期待など、様々な要因が重なり、日本からの対中直接投資は過去2番目の高水準まで回復したといえよう。

(3) 業種別

対内直接投資実行額を業種別に分類すると、三つの変化を指摘出来る（図表8）（注26）。一つ目は、製造業への投資の集中度が弱まっていることである。

2000年代に入り、豊富な労働力に加え、インフラ整備や産業集積の進展などが外資企業による生産設備の建設や移転を一段と加速させた。その結果、製造業向けの直接投資額は2000年の258.4億ドルから2004年には430.2億ドルと、4年間で約1.7倍の規模に拡大した。直接投資全体に占める製造業の割合も、2004年に71.0%と、ピークを迎えた。

その後、製造業への直接投資額は増加を続けているものの、その勢いは2000年代前半に比べて緩慢になっている。他方、製造業の割合は年々低下し、2010年には43.2%と、40%台前半の水準まで縮小した。銀行・証券・保険向けを含めるようになったことは割合低下の一因ではあるが、銀行向け等を除いたベースで計算した場合でも、製造業の割合の低下傾向（2011年は44.9%）が定着し、90年代末

図表8 中国の対内直接投資（業種別）

(億ドル)

	2004年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年
農林水産畜産	11.1	7.2	6.0	9.2	11.9	14.3	19.1	20.1
採鉱業	5.4	3.5	4.6	4.9	5.7	5.0	6.8	6.1
製造業	430.2	424.5	428.4	408.6	498.9	467.7	495.9	521.0
内、紡織	23.5	49.2	21.0	18.4	18.2	13.9	16.0	15.4
内、化学原料・製品製造	26.6	28.1	26.4	28.9	41.2	39.9	34.4	37.4
内、製薬	6.7	5.5	5.2	6.0	6.6	9.4	10.3	11.8
内、汎用機械製造	21.7	20.3	19.6	21.5	35.1	29.9	34.6	32.0
内、専用機械製造	19.0	19.4	18.8	23.1	28.2	25.8	31.3	38.1
内、電子・通信設備製造	70.6	77.1	81.7	76.9	84.5	71.7	84.3	73.1
電気・ガス・水道	11.4	13.9	12.8	10.7	17.0	21.1	21.2	21.2
建設	7.7	4.9	6.9	4.3	10.9	6.9	14.6	9.2
交通運輸・倉庫・郵便電信	12.7	18.1	19.8	20.1	28.5	25.3	22.4	31.9
情報通信、コンピュータサービス及びソフト	9.2	10.1	10.7	14.9	27.7	22.5	24.9	27.0
卸売・小売	7.4	10.4	17.9	26.8	44.3	53.9	66.0	84.2
ホテル・外食	8.4	5.6	8.3	10.4	9.4	8.4	9.3	8.4
金融、リースなど	30.8	160.5	114.3	130.3	215.5	105.7	172.5	102.9
不動産	59.5	54.2	82.4	170.9	185.9	168.0	239.9	268.8
その他サービス	12.6	11.1	15.0	24.1	27.3	41.9	54.6	59.2

(注) 2005年～2010年の金融には、銀行、証券、保険向け直接投資を含む。

(資料) 商務部『中国商務年鑑』(各年版)、国家統計局『中国経済景気月報』、CEICデータベース

以降では最低となる水準を毎年更新している。以上を総合すると、製造業における対中投資ブームの沈静化もあって、海外からの直接投資が製造業に集中する趨勢は薄らいだといえよう。

二つ目は、労働集約型から技術集約型へのシフトの兆しである。労働集約型の典型とされる紡織の場合、2005年の49.2億ドルをピークに、投資額は縮小傾向をたどっている(2011年は15.4億ドル)。人件費等のコスト上昇が響いたものとみられるが、産業のレベルアップを図るためには、外資企業による新規投資が大幅に落ち込むことは望ましくないとと思われる。「外商投資産業指導目録」の2011年版改訂の際、紡織のレベルアップにつながる投

資を奨励する方向で調整が行われたのは、こうした流れを打開する目的もあったのではないかと思われる。

半面、製薬や専用機械製造向けは、全体に占めるシェアこそ依然小さい(5%未満)ものの、投資額は着実に増加している。戦略的新興産業(バイオなど)や最先端の製造業などの振興促進を目的とする選別的な外資誘致政策が増加に寄与したためと考えられる。

三つ目は、第三次産業の伸長である。第一次産業(農林水産畜産)向けが20億ドル程度(2011年)でとどまるなか、第三次産業が製造業に代わって、海外からの直接投資に占める割合を増やし、今やその比率は50%を超えている。第三次産業の中では、金融と不動産

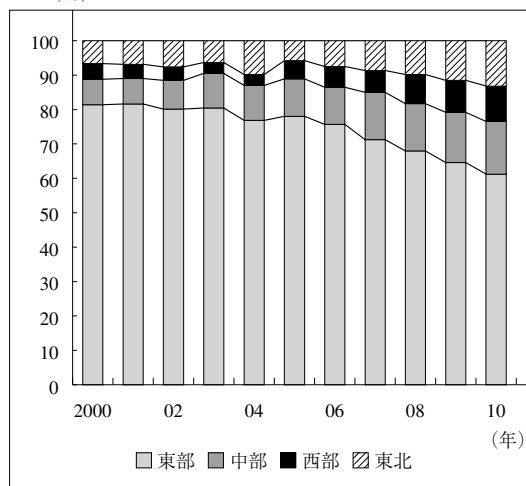
向けが突出する一方、卸売・小売向けの投資額（2004年7.4億ドル→2011年84.2億ドル）及び全体に占める割合（2004年1.2%→2011年7.3%）の拡大も顕著である。これは、投資構造変化の具現化と判断される。卸売・小売以外では、情報通信・コンピュータサービス及びソフト、その他サービスでも投資額やシェアの上昇を指摘出来る。一つ目の変化も加味すれば、製造業からサービス産業への投資シフトが生じつつあり、選別的な外資誘致政策は、そうした流れを後押しする一因になっているとの結論を導き出せよう。

(4) 受け入れ省・地域別

東部、中部、西部、東北の四地域に分けて、海外からの直接投資（地方政府発表の実行ベース）の受け入れ状況を確認すると、対外開放された時期や経済発展の面で先行する東部向けが最も多い構造は今なお続いている（図表9）（注27）。しかしながら、近年、直接投資全体に占める東部の割合は、2000年の81.4%から2010年には61.2%と、20.2%ポイント縮小した。格差是正や成長持続を目的とする地方振興策の進展により、外資企業が東部以外の地域にも注目するようになったためと考えられる。外資を内陸部へ誘導する選別的な外資誘致政策の実施も、東部のシェア低下（内陸部のシェア上昇）をもたらした一因として指摘出来る。

各地域をさらに細かくみた場合、東部の省

図表9 対中直接投資の構成比(受け入れ地域別)
(%)



(注) 地方政府発表の実行ベースで算出。
(資料) 各省・自治区・直轄市発表資料、CEICデータベース

や直轄市では、投資額は伸び続けているものの、全体に占める割合は総じて低下している。規模が2000年の112.8億ドルから2010年に202.6億ドルに拡大する一方、全体に占める割合は同期間中に28.0%から11.4%へと低下した広東省は、その典型例と位置付けられる（注28）。上海市や江蘇省なども同様の傾向を指摘出来る。半面、濱海新区やエコシティーといった国家プロジェクトが始動した天津市では投資額が急増（2000年11.7億ドル→2010年108.5億ドル）し、全体に占める割合も上昇（2000年2.9%→2010年6.1%）した。

中部では安徽省や江西省、西部では四川省や重慶市への投資額の増加や全体に占める割合の上昇が際立っている。そして、東北では遼寧省への直接投資が近年急拡大し、2010年

には207.5億ドル（2001年の約10倍の規模）と、同年の広東省の実績を上回り、中国で2番目に受け入れ額の多い省となった。一定の産業基盤や優秀な人材を抱えるなど、相対的に有利な条件が外資企業に評価され、これらの省や直轄市の直接投資額の急増につながったと推測される。こうした傾向は投資先の分散化と同時に、内陸地域における直接投資が集中する地域とそうでない地域との二極化拡大の可能性を示唆するものといえよう。

(注23) 2007年分から、商務部の定例記者会見や『中国統計年鑑』などで契約ベースの金額は公表されなくなっているが、『中国商務年鑑』に毎年掲載される累計額を用いれば、最新年の契約ベースの対内直接投資額を算出出来る。

(注24) 2004年以前との比較検討や契約額の公表状況などを考慮し、本稿では銀行、証券、保険向けを除く実行ベースのデータを用いて、投資元(国・地域)別の分析を行った。

(注25) 「中国投資指南」(中国商務部による投資促進目的の公式サイト)には、本文に示した5つの国や地域をタックス・ヘイブンの具体例としてあげるとともに、それらを経由した投資も、本来の国や地域からの対中投資として含むと説明されている。

(注26) 2004年分から2003年分以前とは異なる産業分類が用いられているため、図表4の起点を2004年に設定した。

(注27) 本稿では、中部崛起、西部大開発、東北振興の対象地域をそれぞれ中部、西部、東北、いずれにも含まれない10の省と直轄市を東部と定義した。

(注28) 2000年代半ば頃から、中央政府は省級行政区別の直接投資額を公表しなくなったため、地方政府発表の実行額を用いた。ただし、「外商その他投資」(委託加工等を指す)を含む総額のみが示される場合もあることから、地方政府発表の実行額の合計は、中央政府発表の対内直接投資総額よりも常に大きい(ジェトロ『日刊通商弘報』2010年3月29日付け記事)。

おわりに

本稿では、中国における選別的な外資誘致政策の特徴や進展状況を考察した。外資企業と内資企業との税制一本化は2010年12月時点で事実上完了し、現時点で逆行する動きは見当たらない。こうした情勢下、マクロ経済政策や産業高度化、内陸地域の発展等に資する外資企業を選別的に誘致しようとする動きは一段と強まっている。とりわけ、最新の「外商投資産業指導目録」において、産業競争力の強化に加え、過熱抑制や排出量削減の観点から、奨励あるいは制限内容の大幅な変更が行われた。

2000年以降の対中直接投資動向を調べたところ、全体に占める非沿海地域の割合の上昇や技術集約型業種向けの投資額の増加がみられた。これらは、中国政府による選別的な誘致政策が一定程度奏功した結果と考えられる。選別的な外資政策は「目録」の改訂などを通じて、一段と強化されており、沿海部から内陸部へ、製造業一辺倒からサービス業中心へとといった投資構造の転換が実現する可能性は高まったと判断出来る。その一方、東北では遼寧省、中部では安徽省や江西省、西部では四川省や重慶市への直接投資額の増加や全体に占める割合の上昇が際立つなか、内陸地域で直接投資が集中する省とそうでない省に二極化する可能性も指摘出来る。

果たして、本稿で述べた選別的な外資誘致政

策は2012年以降も推進されるのであろうか。確かに、90年代後半、アジア金融危機を背景として、対内直接投資が減少に転じた際、中国政府は設備輸入免税措置の一部復活、製品が全て輸出される許可類の外商投資プロジェクトを奨励類に認定（2007年版の「外商投資産業投資目録」で奨励類から削除）といった措置を講じ、「外資選別政策を形骸化」させたことがある（注29）。故に、足元での対内直接投資額の前年割れや欧米経済の景気後退が長期化かつ深刻化した場合に限り、選別的な外資誘致政策の推進を一時中断することも想定され得るが、税制上の優遇措置を柱とする従来型の誘致政策に回帰する可能性は低いと思われる。その根拠は次の通りである。

個人消費拡大や格差是正の観点から、最低賃金の引き上げ（2011年は25の省・直轄市・自治区で平均22%引き上げ、2012年も上海市で引き上げ）方針が堅持されているうえ、外国人就業者に対する社会保険への加入呼びかけや徴収に向けた準備が多くの方で進んでいる。これらは、いずれも外資企業の負担を増やしかねない取り組みであり、優遇措置を講じて、外資を無差別に受け入れる路線に戻るのであれば、あり得ない動きであろう。

さらに、商務部が2012年1月4日に公表した「第12次5カ年計画期間中の重点活動方針」においては、対外直接投資や貿易、小売売上高に関する年平均伸び率目標が明記された半面、対内直接投資は年平均1,200億ドルとい

う絶対額しか盛り込まれなかった（注30）。しかも、この数値目標は2011年通年の実績（銀行向け等を除く実行ベース）と同水準であった。産業高度化や地域の協調的な発展に資する外資企業の直接投資を促すことも確認されている。量的拡大よりも質的改善を重視するとともに、これ以上の直接投資額の増大は見込めないことを織り込んだ中期方針と位置付けられる。

したがって、選別的外資誘致政策を引き続き推進する可能性が高く、対内直接投資構造の漸進的な変化も続くと思込まれる。ただし、労働集約型産業が内陸部へと円滑にシフトするかどうかについては、政府が最低賃金等を急激に引き上げ続けた場合、直接投資額全体が低迷する局面に陥り、思惑通りの展開とならないことも想定される。

外資企業、とくに日本企業としては、各種の外資優遇措置の復活を期待するのではなく、選別的外資誘致政策の継続に加え、人件費や社会保険負担の持続的かつハイペースでの上昇を所与の条件と位置付け、対中事業展開戦略を構築する方がリスクの軽減につながるであろう。

（注29）日中経済協会 [2012] P.328

（注30）<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/ai/201201/20120107913188.html?2844444439=3925324066>

主要参考文献

1. 大橋英夫 [2011]「直接投資」中国研究所編『中国年鑑 2011』毎日新聞社
2. 江沢民 [1992]「加快改革開放和現代化建設歩伐、奪取有中国特色社会主義事業的更大勝利」(第14回中国共産党大会の政治報告) 中共中央文献研究室編『十四大以来重要文獻選編上』[1996] 人民出版社
3. 佐野淳也 [2010]「中国の対内直接投資の動向と外資誘致政策の変化」日本総合研究所『環太平洋ビジネス情報 RIM』2010 Vol.10 No.39
4. 佐野淳也 [2011]「最近の中国における外資政策の変化と日系企業への影響」ジェトロ『中国経済』2011年4月号
5. 杜進・劉曙麗 [2009]「法律・法規の改定から見た外資政策の変化」渡辺利夫+21世紀政策研究所監修『中国の外資政策と日系企業』勁草書房
6. 日中経済協会編 [2012]『2012/2013中国投資ハンドブック』日中経済協会
7. 三浦有史 [2010]『不安定化する中国』東洋経済新報社
8. 向山英彦・佐野淳也「中国における外資政策の変化と外資企業の対応」日本総合研究所『環太平洋ビジネス情報 RIM』2007 Vol.7 No.26
9. 劉佐 [2011]『2011年中国税制概覧』経済科学出版社